

食安輸発第0711004号  
平成20年7月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

#### チリ産豚肉等の取扱いについて

標記については、平成20年7月7日付け食安輸発第0707001号にてお知らせしたところですが、今般、韓国において、新たに別の施設で処理されたチリ産豚肉からもダイオキシンが検出され(5.4pg/g fat)、チリ政府より、当該施設からの豚肉製品についても、衛生証明書の発給を停止した旨の報告を得たところです。

については、今後は処理施設によらず、チリ産豚肉及びその加工品の輸入届出がなされた場合にあつては、貨物を保留の上、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡するようお願いいたします。